

件名

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金 財務融 務省告示第 号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年^{金融}財務融 務省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 敏一

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

格 出 滞	格 出 温
(金融機関向けエクスポートジヤー)	(金融機関向けエクスポートジヤー)
第四十条 〔2～6 略〕	第四十条 〔2～6 同左〕
7 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。	7 [同左]
一 [略]	一 [同左]
二 次のイからヨまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからヨまでに定める要件を満たしていること。	二 [同左]
〔イ～ハ 略〕	〔イ～ハ 同左〕
二 農林中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。	二 [同左]
(1) [略]	(1) [同左]
(2) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年農林水産省告示第四号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準	(2) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年農林水産省告示第四号）第二条（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準
〔ホ～ヨ 略〕	〔ホ～ヨ 同左〕
三 [略]	三 [同左]

前項第二号イからヘまでのいづれかに該当するものに限る。)
が、前項の規定によりそのグレード区分がAと判定される場合において、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対するエクスポートのリスク・ウェイトを三十パーセントとすることができる。

〔一～三 略〕

四 農林中央金庫 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

〔五・六 略〕

9 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び同項第二号トからヨまでに掲げるものを除く。）のグレード区分をBと判定するものとする。

- 一 「略」
- 二 次のイからヘまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからヘまでに定める要件を満たしてい

四 農林中央金庫 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。
○

〔五・六 同左〕

- 一 「同左」
- 二 「同左」

ること。

〔イ～ハ 略〕

ニ 農林中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) [略]

(2) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

〔イ～ハ 同左〕
ニ [同左]

(1) [同左]

(2) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

〔オ・ヘ 略〕

三 [略]

[10・11 略]

概要 賃母の [] の賃貸は只貸しである。